⑵　貨物自動車であって、軽油を燃料とする車両総重量3.5トン以下のもの（以下「ディーゼル貨物自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成17年４月１日に始まり平成18年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年４月１日に始まり平成27年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
１　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	手動式			17.7
	手動式以外のもの			15.1
２　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1,266キログラム未満	構造Ａ	17.4
			構造Ｂ	14.6
		1,266キログラム以上1,516キログラム未満		14.1
		1,516キログラム以上		12.5
	手動式以外のもの	1,266キログラム未満	構造Ａ	14.5
			構造Ｂ	12.6
		1,266キログラム以上1,516キログラム未満		12.3
		1,516キログラム以上1,766キログラム未満		10.8
		1,766キログラム以上		9.9

備考１　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第１条第１項第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

２　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

３　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。

⑶　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成33年４月１日に始まり平成34年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑴において「ガソリン貨物自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分					基準エネルギー消費効率
自動車の種別	燃料の種類	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
１　道路運送車両法施行規則第２条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	手動式	741キログラム未満	構造Ａ	23.2
			741キログラム以上		20.3
		手動式以外のもの	741キログラム未満		20.9
			741キログラム以上856キログラム未満		19.6
			856キログラム以上		18.9
		手動式	741キログラム未満	構造Ｂ	18.2
			741キログラム以上856キログラム未満		18.0
			856キログラム以上971キログラム未満		17.2
			971キログラム以上		16.4
		手動式以外のもの	741キログラム未満		16.4
			741キログラム以上856キログラム未満		16.0
			856キログラム以上971キログラム未満		15.4
			971キログラム以上		14.7